

勤勞者生活分科
會

二 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号（賃金体系及び退職手当（退職手当の支払及び労働基準監督官の行う監督に係るもの）を除く。）に係る部分に限る。）、第四十二号（賃金体系及び退職手当に係る部分に限る。）第四十八号、第四十九号及び第五十号（退職手当の保全措置（労働基準監督官の行う監督に係るもの）を除く。）に係る部分に限る。）に掲げる事務に関する重要な事項を調査審議すること。

二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

二 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看

障害者雇用分科会	職業能力開発分科会	雇用均等分科会
一 厚生労働省設置法第四条第一項第五十四号（障害者に係る部分に限る。）、第五十七号及び第六十二号（障害者に係る部分に限る。）に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。	一 厚生労働省設置法第四条第一項第六十三号から第六十六号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第十四号）及び勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	一 厚生労働省設置法第四条第一項第五十四号（障害者に係る部分に限る。）、第五十七号及び第六十二号（障害者に係る部分に限る。）に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。
二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第一百三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成		